

納税義務者氏名	通知書番号	ページ
---------	-------	-----

被保険者証番号

適用期間		①	② 算定の基礎		④ 軽減額			⑤	⑥	⑦	
基準総所得額		人数	所得割額	均等割額	割合	所得割額	均等割額	平等割額	(1)+(2)+(3)-(4)	限度超過額	月割額
医療分	国民健康保険 の加入期間										
後期高齢者支援金分											
介護分											

前年の総所得金額等（特別控除後譲渡所得金額含む） - 43万円 × 2人

	⑧	⑨	納税額合計
	減免額	差引納税額 (7)-(8)	
医療分	円	円	
後期高齢者支援金分	円	円	円
介護分	円	円	

年間保険税額 =

(医療分①+②+③) + (後期高齢者支援金分①+②+③) + (介護分①+②+③)

介護分は該当世帯のみ：介護保険法による2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）

※被保険者全員が65歳以上の世帯は、介護分非該当世帯

算定の基礎

①所得割額（世帯の加入者の所得に応じて計算）

= {前年の総所得金額等（特別控除後譲渡所得金額含む） - 43万円 × 人数} × 割合

※医療分 8.00% 後期高齢者支援金分 2.20% 介護分 2.40%

※1枚目 保険税賦課の税率等より

A世帯

令和5年中の総所得金額等円（=世帯主 1,583,098円 + 世帯員 1,205,309円）医療分

: (1,583,098円 - 43万円) × 8.00% = 92,247円①

(1,205,309円 - 43万円) × 8.00% = 62,024円②

①+② = 154,271円 ①

後期高齢者支援金分：(1,583,098円 - 43万円) × 2.20% = 25,368円①

(1,205,309円 - 43万円) × 2.20% = 17,056円②

①+② = 42,424円 ①

②均等割額（世帯の加入者数に応じて計算）

=被保険者数×1人当たりの金額

※医療分26,000円 後期高齢者支援金分7,800円 介護分9,400円

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帯

2人×医療分26,000円=52,000円 ⑥

2人×後期高齢者支援金分7,800円=15,600円 ⑥

③平等割額（1世帯当たりとして計算）

=1世帯当たりの金額

※医療分21,000円 後期高齢者支援金分6,000円 介護分5,200円

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帯

医療分21,000円 ⑦

後期高齢者支援金分6,000円 ⑦

④軽減額

低所得世帯の減額措置（申請不要） 令和6年度

- (1) 総所得金額等が430,000円＋{100,000円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯（均等割額、平等割額が**7割**減額）
- (2) 総所得金額等が295,000円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)＋430,000円＋{100,000円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯（均等割額、平等割額が**5割**減額）
- (3) 総所得金額等が545,000円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者)＋430,000円＋{100,000円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯（均等割額、平等割額が**2割**減額）

※未就学児に係る均等割額を2分の1に軽減

7割・5割・2割の軽減該当世帯の未就学児に係る均等割額は、7割・5割・2割の軽減適用後、さらに2分の1になります。

A世帯については、総所得金額等2,788,407円－※15万円(年金所得より控除)×2が上記(1)から(3)の軽減基準所得を超えているため、軽減世帯には該当しません。

※15万円(年金所得より控除)＝年金所得は、軽減判定時のみ15万円を上限として控除した金額で判定します。ただし令和6年1月1日現在65歳以上の被保険者のみに限ります。

⑤賦課合計額 ①+②+③-④

医療分 ①+②+③

154,271 円 + 52,000 円 + 21,000 円 = 227,271 円

後期高齢者支援金分 ④+⑤+⑥

42,424 円 + 15,600 円 + 6,000 円 = 64,024 円

⑥限度額超過額 (令和 6 年度)

賦課限度額	医療分	650,000 円	後期高齢者支援金分	240,000 円
	介護分	170,000 円		

※1 枚目 保険税賦課の税率等より

A 世帯は、上記の賦課限度額を超えていません。

医療分 227,271 円 < 650,000 円

後期高齢者支援金分 64,024 円 < 240,000 円

➡ 限度額超過額 = 0 円

⑦月割額 加入月数によって、今年度の課税金額を算定

(⑤-⑥) × 月数 ÷ 12 か月

A 世帯

医療分 (227,271 円 - 0 円) × 12 月 ÷ 12 か月 = 227,271 円

後期高齢者支援金分 (64,024 円 - 0 円) × 12 月 ÷ 12 か月 = 64,024 円

⑧減免額 木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免

A 世帯は、木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免に該当しません。

⑨差引納税額 ⑦-⑧ 実際に納めていただく金額

A 世帯

医療分 227,271 円 - 0 円 = 227,200 円 (百円未満切捨て)

後期高齢者支援金分 64,024 円 - 0 円 = 64,000 円 (百円未満切捨て)

納税額合計 227,200 + 64,000 円 = 291,200 円

上段) 前年の総所得額
 下段) 基準総所得額 = 総所得額 - 43 万

4 枚目

※被保険者ごとの算定額を記載

納税義務者氏名	通知書番号	ページ

被保険者証番号		(単位:円)												総所得額	所得割額	月割後合計額	更正・決定理由
氏名	性別・生年月日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	基準総所得額	均等割額		
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																
	資格 介護																

被保険者の資格情報

所得割額 + 均等割額
 ※被保険者ごとの算定額にて
 平等割の税額を除いて表示

・保険税は上記に加え、世帯にかかる平等割額が加算されます。

総所得額 / 基準総所得額

世帯主
 総所得額 = 1,583,098 円 ☆
 基準総所得額 = 総所得額 - 43 万円
 = 1,153,098 円 ★

世帯員
 総所得額 = 1,205,309 円 ☆
 基準総所得額 = 総所得額 - 43 万円
 = 775,309 円 ★

所得割額 = 基準総所得額に所得割の税率を掛ける
 3 枚目 ①
 均等割額 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分
 3 枚目 ②

A 世帯の ☆総所得金額等 2,788,407 円
 ★基準総所得金額 1,928,407 円